

鳥取県告示第27号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町中字丸山谷391、392の1、393、字上鳴507の2、508の1、508の2、511、513から516まで、516の1、516の2、517から523まで、525、526、528、529、530の2、530の3、531、字綱原山795の1から795の3まで、796の1、796の2、796の5、797、798、799の1、799の2、801、802の2から802の7まで、802の9から802の14まで、802の18、802の19、802の21から802の27まで、803、804、806、807、809、809の2、811、814の1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）